

県立高等学校通学区域制度検討委員会答申の概要

1. 通学区域の現状と課題

現 状

高校教育の普及と機会均等
生徒のニーズの多様化
個性・能力の伸長の要請
通学区域を越えた移動が容易に
地教行法改正(通学区規定削除)

課 題

特色化が進んでも選択幅が制約
学校選択幅に地域差
市町村合併で調整通学区への対応
生徒数の変動への対応

方向性

学校選択幅を拡大
地域差を縮小
現状維持は不都合
拡大で円滑な対応
県民の多数が「拡大」

通学区域の拡大が必要

(通学区域による意識の違いに配慮 4(3))

2. 通学区域を広げることに伴う問題点の検討

・受験競争の激化と学校間格差の拡大

競争は現在もある・一定の競争は必要・適切な進路選択・他県でも激化なし
<必要な対応> 特色ある学校づくり(4(1)), 入学者選抜の改善(4(2))等

・遠距離の通学

交通の利便性向上・県民意識・近い学校を選ぶ傾向(大幅には増えない)
<必要な対応> 特色ある学校づくり(4(1)), 適切な進路指導(4(5)), 定員管理(4(3))等

・県外への生徒の流出

現在の通学区域でも流出は増加、県立高校の選択肢は広がる、特色化進展が期待
<必要な対応> 魅力ある学校づくり(4(1))

・地域等との連携

現在も広範囲から通学する中で、連携の取り組みが行われている
<必要な対応> 学校間や地域との連携の推進(4(4))

問題点の検証

問題点を考慮しても拡大が望ましい

問題点について適切な対応が必要(4)

3. 今後の通学区域のあり方

・具体的な拡大の方法について検討

検討の視点

イ通学区域を
実質的に
拡大
ロ選択できる
学校数の
格差を縮小
ハ簡明で
合理的な
制度

比較検討

区域の拡大

影響が比較的緩やか
境界付近で隣接学区の近い学校を選択不可
市町村合併に伴う調整通学区域の取扱いに問題
新しい通学区域を設定すると従来行けていた学校が選択不可

区域間交流

影響が比較的緩やか
交流枠の設定により通学区域内外による不公平感
隣接に限定する根拠なし

全県一区

通学区域による制約が全くなし
大きな見直しとなり不安や混乱が生じないよう対応必要

・調整通学区域や市町村合併との関係、制度の合理性・公平性などにおいて は問題
・学校選択幅を可能な限り広くし、生徒の多様な選択に応える必要

・ 全県一区が最も望ましい・周知や対応を図り、できるだけ早く実施時期を設定
・ 実施時期を明確にしたうえ、それまでは現状維持(市町村合併の場合は旧市町村域で指定)

以下の対応が特に必要(1, 2, 3)

4. 必要な対応

- (1) 特色ある学校づくりの一層の推進 (2) 入学者選抜の改善 (3) 各地域の事情等への配慮
(4) 学校間や地域との連携の推進 (5) 進路指導等の充実